

令和6年度
山梨県包括外部監査の結果報告書

林政部の財務に関する事務及び出納その他の事務の執行について

山梨県包括外部監査人
公認会計士 關野 孝

目 次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
2.1. 外部監査のテーマ	1
2.2. 外部監査対象期間	1
3. テーマ選定の理由	1
4. 外部監査の監査方法	4
4.1. 監査の対象	4
4.2. 外部監査の目的	5
4.3. 監査の基準	6
4.4. 監査の視点	6
4.5. 主な監査手続	6
4.6. 監査の結果	7
4.7. 外部監査の実施期間	8
5. 外部監査の組織	8
II. 山梨県の森林の状況	9
1. 恩賜林及び県有林の状況	9
2. 県内の林業の状況	12
III. 組織、事業及び計画概要	15
1. 林政部の組織及び所管業務の概要	15
1.1. 森林政策課	15
1.2. 森林整備課	17
1.3. 林業振興課	17
1.4. 県有林課	18
1.5. 治山林道課	19
2. 山梨県総合計画(2023年策定版)	21
2.1. 計画策定の趣旨	21
2.2. 計画概要	21
3. 各部門計画の概要	26
3.1. やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン	26
3.2. 山梨県森林環境保全基金事業 第3期計画	28
3.3. 山梨県緑化計画	30

3.4. 地域森林計画.....	32
3.5. 県産木材の利用の促進に関する基本方針.....	33
3.6. 第4次県有林管理計画.....	36
3.7. 山梨県林内路網整備計画(令和2年3月).....	39
IV. 外部監査の結果.....	43
1. 指摘事項又は意見事項の一覧.....	43
2. 総括的意見.....	45
3. 各論としての外部監査結果.....	48
3.1. 施設及び出先機関等の監査.....	48
3.1.1. 山梨県森林公園金川の森.....	49
No.1. 【指摘事項】キャッシュレス決済機器の不具合について.....	56
No.2. 【指摘事項】金庫内保管物の管理について.....	59
No.3. 【指摘事項】備品管理シールの貼り付け漏れについて.....	59
No.4. 【意見事項】金庫管理について.....	60
No.5. 【意見事項】個人情報の取扱いについて.....	61
3.1.2. 山梨県立武田の杜保健休養林.....	65
No.6. 【指摘事項】有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」料金等の収入管理について.....	71
No.7. 【指摘事項】森林セラピー事業の正確な報告について.....	74
No.8. 【意見事項】森林セラピー事業の参加者数の低迷について.....	79
No.9. 【指摘事項】自主事業等に係る行為の許可の手続について.....	81
No.10. 【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について.....	84
No.11. 12. 13. 【指摘事項及び意見事項】電気設備改修について.....	89
3.1.3. 保健休養施設「清里の森」.....	95
No.14. 【意見事項】大型区画の有効活用について.....	97
No.15. 【意見事項】土地使用料及び共益費の徴収事務効率化について.....	99
No.16. 【意見事項】施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて.....	99
3.1.4. 専門学校山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 森林学科.....	102
No.17. 【意見事項】生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて...104	104
3.1.5. 山梨県森林総合研究所.....	105
No.18. 【意見事項】遊休資産等の除却、整理について.....	107
3.1.6. 森林組合.....	108
No.19. 【意見事項】常例検査スケジュールについて.....	113
No.20. 【意見事項】常例検査の調書について.....	116
No.21. 【意見事項】森林組合に対する支援について.....	117

3.2. 林政部施策事業の監査	120
3.2.1. 山梨県森林環境保全基金積立金(森林政策課)	122
No.22. 【意見事項】基金繰越残高の計画的解消について	123
3.2.2. 県民参加の森林づくり推進事業費(森林政策課)	124
No.23. 【意見事項】森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について	125
3.2.3. 山梨県森林環境譲与税基金積立金(森林政策課)	127
3.2.4. 森林環境教育推進事業費補助金(森林整備課)	128
No.24. 【意見事項】協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について	129
3.2.5. 緑化樹養成事業費(森林整備課)	131
No.25. 【意見事項】緑化園の有効活用について	132
3.2.6. 緑の普及啓発事業費(森林整備課)	133
No.26. 【意見事項】緑の教室における利用料の導入について	134
No.27. 【意見事項】緑化相談において活用するIT媒体について	135
3.2.7. 森林整備地域活動支援交付金(森林整備課)	137
3.2.8. 森林資源現況調査費(森林整備課)	139
3.2.9. 森林情報管理システム保守点検・データ更新業務費(森林整備課)	141
3.2.10. スマート林業推進事業費(森林整備課)	142
3.2.11. 松くい虫等総合対策事業費(森林整備課)	146
3.2.12. ナラ枯れ被害拡大防止事業費(森林整備課)	149
3.2.13. 森林保全管理推進事業費(森林整備課)	151
No.28. 【意見事項】「山梨県森林保全巡視事業実施規程」における部局長名について	152
No.29. 【意見事項】森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について	152
3.2.14. 低コスト再造林対策事業費補助金(森林整備課)	154
3.2.15. 林業用優良苗木確保資金貸付金(林業振興課)	155
No.30. 【意見事項】貸付金による効果測定について	156
3.2.16. 森林組合事業促進資金貸付金(林業振興課)	160
No.31. 【意見事項】貸付金の利息相当額について	161
3.2.17. 林業労働者通年就労奨励事業費補助金(林業振興課)	163
No.32. 【意見事項】就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について	164
3.2.18. 森林整備担い手対策事業費〔基金事業〕(林業振興課)	166
No.33. 【意見事項】補助金の対象経費の明瞭化について	167
No.34. 【意見事項】直近年度実績に基づく予算策定について	169
No.35. 【意見事項】実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について	171

No.36. 【意見事項】労務費算定についての合理的な計算方法に基づく報告について	173
3.2.19. 森林の担い手づくり強化対策事業費(林業振興課)	175
No.37. 【意見事項】ツアー参加者の林業への就業状況等の事業成果の測定について	176
3.2.20. しいたけ原木等確保資金貸付金(林業振興課)	177
3.2.21. 県産材流通活性化事業資金貸付金(林業振興課)	178
3.2.22. やまなしの木マーケット開拓事業費〔BP 枠〕(林業振興課)	180
No.38. 【意見事項】将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について ..	181
3.2.23. 県産材供給システム強化対策事業費(林業振興課)	182
3.2.24. 木質バイオマス利用促進施設等整備事業費補助金(林業振興課)	184
3.2.25. 未利用材活用促進事業費(林業振興課)	186
No.39. 【意見事項】減額変更についてその要因等の把握、記録について	187
3.2.26. 新たな森林空間の活用事業費(県有林課)	189
No.40. 【指摘事項】新たな森林空間の活用事業費について	191
3.2.27. 保安林整備受託事業費(治山林道課)	197
No.41. 【意見事項】保安林の指定について	198
3.2.28. 林道事業調査業務費(治山林道課)	200
3.2.29. 治山事業調査業務費(治山林道課)	202
No.42. 【意見事項】危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について	205
3.2.30. 恩賜林保護組合連合会事業費補助金(森林政策課)	206
3.2.31. 松くい虫被害調査費(県有林課)	208
3.2.32. 獣害防止施設保全管理事業費(県有林課)	209
No.43. 【意見事項】支出実態に即した事業費の使用について	210
3.2.33. ナラ枯れ被害木除去事業費(県有林課)	212
No.44. 【意見事項】ナラ枯れ被害木のデータベース化について	213
3.2.34. 境界保全管理事業費(森林政策課)	215
3.2.35. 土地管理費(森林政策課)	217
No.45. 【意見事項】「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」の積極的な取扱いについて	218
3.2.36. 恩賜県有財産貸付料調査費(森林政策課)	223
No.46. 【指摘事項】随意契約締結に至るまでの適正な手続について	224
3.2.37. 分収林管理費(県有林課)	226
No.47. 【意見事項】分収林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて	228
3.2.38. 収穫予定箇所の立木調査・処分費(県有林課)	230

3.2.39. やまなし次世代林業強化推進事業費(県有林課)	232
No.48. 【意見事項】一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について	233
3.2.40. 県営林道維持修繕費(治山林道課)	234
No.49. 【意見事項】工事請負契約に係る当初設計の積算について	237
No.50. 【意見事項】工事請負契約における契約額変更のルールについて	239
3.2.41. 県営林道事業調査業務費(治山林道課)	243
3.2.42. 保護事業交付金(県有林課)	246
3.2.43. 部分林分収交付金(県有林課)	248
3.2.44. 土地利用条例交付金(森林政策課)	249
3.2.45. 演習場交付金(森林政策課)	250
3.2.46. 県有資産所在市町村交付金(森林政策課)	251
3.2.47. 林業・木材産業改善資金貸付金(林業振興課)	252
No.51. 【意見事項】林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について ...	254
3.2.48. 木材産業等高度化推進資金貸付金	257
3.3. 出資法人の監査	259
3.3.1. 株式会社 清里の森管理公社	259
No.52. 【意見事項】経済情勢等に基づく共益費の見直しについて	262
No.53. 【意見事項】取締役会の承認決議について	263
No.54. 【意見事項】貸倒引当金の計上について	264
No.55. 【意見事項】役員報酬と給与手当の別段表記について	264
No.56. 【意見事項】支配比率に基づくカテゴリーについて	265
3.3.2. 公益財団法人山梨県緑化推進機構	266
No.57. 【意見事項】固定資産の管理について	270
V. 利害関係	272

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第 252 条 37 第 1 項及び第 4 項並びに山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定により実施した。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

2.1. 外部監査のテーマ

「林政部の財務に関する事務及び出納その他の事務の執行について」

2.2. 外部監査対象期間

令和 5 年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部は令和 6 年度

3. テーマ選定の理由

以下の点を考慮し、令和 6 年度の監査テーマを「林政部の財務に関する事務及び出納その他の事務の執行について」に選定することとした。

【山梨県の特色及び森林資源の重要性】

山梨県は、県土の大半（77.8%）を森林に占められ、木材等としての生産資源、山崩れや水害等の自然災害防止・軽減や地球温暖化防止等の環境資源としての側面のみならず、四季を織りなす美しい森林景観は県内外から多くの観光客が訪れるなど、重要な観光資源でもあり、県民にとっても重要な「財産」となっている。そのため、森林とどう向き合うかが、県及び県民にとって重要なテーマとなっている。

さらに、森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有した大切な資源であり、我が国においても地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、近年、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が

高まりをみせており、森林・林業・木材利用に関わる活動に注目が集まっている。

また、山梨県では、日本で唯一、明治末期に天皇から下賜された森林である「恩賜林」が存在しており、昭和 20 年代には、これら恩賜林からの収入が財政再建団体となった山梨の財政危機を救うなど、森林は経済面でも重要な役割を果たしてきた。

山梨県における森林の重要な位置づけは現在においても変わらず、令和 2 年には「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を策定し、森林整備の強化及び林業の成長産業化の推進を図ったり、令和 3 年度には、全国でも数少ない、単独で森林政策を取り扱う部局である林政部を創設するなど、森林に関する様々な施策を展開している。

以上の状況から、林政部が所管する事務・事業については、県の行政において重要な領域であるとの認識から、今年度の監査テーマとして取り扱うこととした。

【過年度の包括外部監査の監査対象】

包括外部監査の制度開始以来、林政部の財務事務等の執行状況を監査テーマとして選定したことはなかったため、今年度の監査テーマとして取り扱うこととした。

なお、参考として、今回の監査対象となる所管課等の財政規模（一般会計及び林政部所管の特別会計）の概要は以下のとおりとなっている。

（以下県からの提供資料より監査人作成）

(※以下の表において、百万円未満の表記は省略とする。)

①一般会計

令和4年度

	予算額 (単位：百万円)	予算総額に占める 割合（％）
森林政策課	2,174	0.30％
森林整備課	1,926	0.26％
林業振興課	716	0.10％
県有林課	230	0.03％
治山林道課	13,151	1.80％
計	18,200	2.49％
一般会計予算総額	730,006	－

令和5年度

	予算額 (単位：百万円)	予算総額に占める 割合（％）
森林政策課	2,152	0.29％
森林整備課	1,885	0.26％
林業振興課	619	0.08％
県有林課	352	0.05％
治山林道課	12,576	1.72％
計	17,586	2.41％
一般会計予算総額	656,359	－

②特別会計

【恩賜県有財産特別会計】

恩賜県有財産及び分収林事業に係る財産の管理

	令和4年度 予算額 (単位：百万円)	令和5年度 予算額 (単位：百万円)
森林政策課	1,896	4,229
林業振興課	1	1
県有林課	3,734	1,380
治山林道課	4,357	4,366
計	9,990	9,977

【林業・木材産業改善資金特別会計】

林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）に基づく林業事業体への貸付等。所管課は林業振興課のみである。

令和4年度 予算額 (単位：百万円)	令和5年度 予算額 (単位：百万円)
84	84

4. 外部監査の監査方法

4.1. 監査の対象

林政部の以下の関係部局等を監査対象としている。

No.	属性	課名等	備考
1	本庁	森林政策課	
2	本庁	森林整備課	
3	本庁	林業振興課	
4	本庁	県有林課	
5	本庁	治山林道課	
6	出先機関	中北林務環境事務所	
7	出先機関	峡東林務環境事務所	
8	出先機関	峡南林務環境事務所	
9	出先機関	富士・東部林務環境事務所	
10	出先機関	森林総合研究所	
11	出先機関	専門学校山梨県立農林大学校	※ 1
12	施設	山梨県森林公園金川の森（金川の森）	※ 2
13	施設	保健休養施設「清里の森」（清里の森）	※ 3
14	施設	山梨県立武田の杜保健休養林（武田の杜）	※ 2
15	出資法人	公益財団法人山梨県緑化推進機構	
16	出資法人	株式会社清里の森管理公社	※ 3

※1： 原則として、林政部の所管である「森林学科」を対象としている。

※2： 指定管理者制度を導入している。

※3： 別荘地内の物件管理は県との契約に基づき、出資法人である株式会社清里の森管理公社が行っている。

4.2. 外部監査の目的

外部監査の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにありと認識している。特に包括外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がない

かどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を主として、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

4.3. 監査の基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

4.4. 監査の視点

「林政部の財務に関する事務及び出納その他の事務の執行について」の主な監査の視点は次のとおりである。

- i) 林政部の所管課等の財務に関する事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか否かについて
- ii) 林政部の所管課等の財務に関する事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないか否かについて
- iii) 林政部の所管課等の財務に関する事務の執行が効果的に実施されているか否かについて

4.5. 主な監査手続

特定の事件に対する監査手続としては、上記 4.4. に記載した監査視点に基づき、外部監査の本旨である財務諸表監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査を実施した。

具体的な監査手続の概要は以下のとおりである。

山梨県林政部の財務に関する事務の執行等に伴う関係所管課等の業務内容等の把握を行うため、以下の資料の提供を受けその内容について説明を受けた。さらに、当該資料の閲覧、分析等を実施した上で質問等の手続を実施した。

- ・組織図及び各所管課の所管事務
- ・山梨県総合計画における関連する施策の内容及び実施状況（結果、モニタリング状況含む）
- ・その他所管となっている各種事業計画の概要等
- ・補助金・交付金一覧
- ・出先機関及び施設の概要（事業内容や予算状況、指定管理業務の状況など）
- ・入札の状況がわかるもの（一覧表）
- ・県出資法人の状況

また、林政部の個別施策事業については、金額的及び質的に重要であると判断し抽出した 48 事業を対象とし、主に以下の事項について関連資料の閲覧、担当者への質問等の監査手続を実施し、当該事業に関する財務事務の執行について監査を行った。

- ・事業の概要
- ・事業の目的及び法令根拠等
- ・予算/決算執行状況

さらに、本庁のみならず、「4.1. 監査の対象」にて記載した出先機関及び施設に対して往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、施設の視察、委託料、工事請負費、負担金・補助金及び交付金などを中心として、当該出先機関や施設の財務事務の執行について、閲覧、質問、実査、観察等の監査手続を実施した。なお、指定管理制度を導入している施設については、併せて指定管理業務の実施状況、所管課のモニタリング状況等についてもその資料を入手閲覧し、質問等の手続を実施している。

同じく「4.1. 監査の対象」にて記載した 2 つの県出資法人についても、往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、会計処理の状況等について資料を入手し、閲覧、質問等の監査手続を実施した。

4.6. 監査の結果

監査の結果については、「Ⅲ. 外部監査の結果」に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は 9 件、意見事項は 48 件であった（43～44 頁参照）。

監査対象となる事務の執行が法令や条例等の規定に違反するもの、また、明確に違反するものではないが妥当性を欠くもの（不当と判断したもの）については「指摘事項」とした。なお、経済性・効率性・有効性の観点から大きく問題があるものも「指摘事項」として整理されるべきであるが、今回の監査においてはこれらの観

点からの「指摘事項」は検出されなかった。

一方、上記の事案であっても、総合的に軽微であると判断されたものについては「意見事項」とした。また、経済性・効率性等の観点からの事務の改善に向けた提言については、同じく「意見事項」とした。

4.7. 外部監査の実施期間

本監査は、令和6年7月16日から令和7年2月28日までを実施期間とした。

5. 外部監査の組織

包括外部監査人	公認会計士	關野 孝
---------	-------	------

監査補助者	公認会計士	石川 寿彦
-------	-------	-------

監査補助者	公認会計士	海野 純矢
-------	-------	-------

監査補助者	公認会計士	川口 明浩
-------	-------	-------

監査補助者	弁護士	近藤 徹
-------	-----	------

監査補助者	公認会計士	城塚 紘行
-------	-------	-------

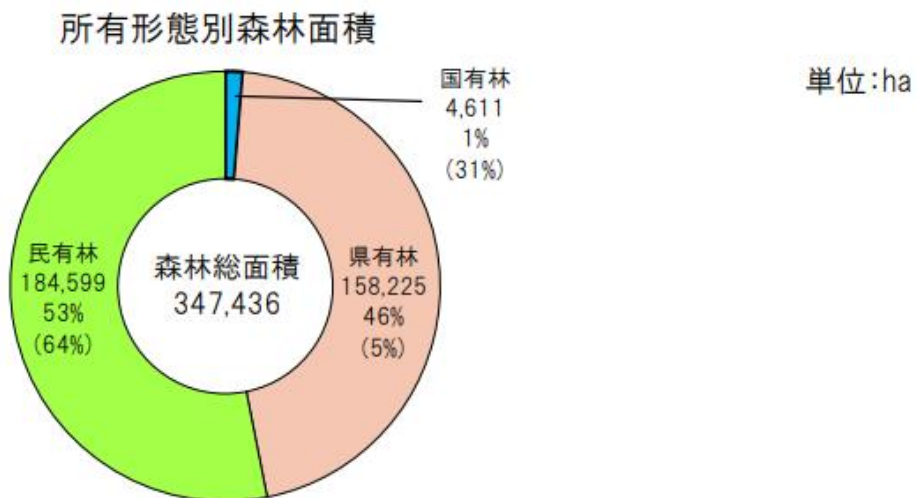
監査補助者	弁護士	關野 文士
-------	-----	-------

監査補助者	公認会計士	田中 佑幸
-------	-------	-------

監査補助者	公認会計士	山本 薫
-------	-------	------

Ⅱ．山梨県の森林の状況

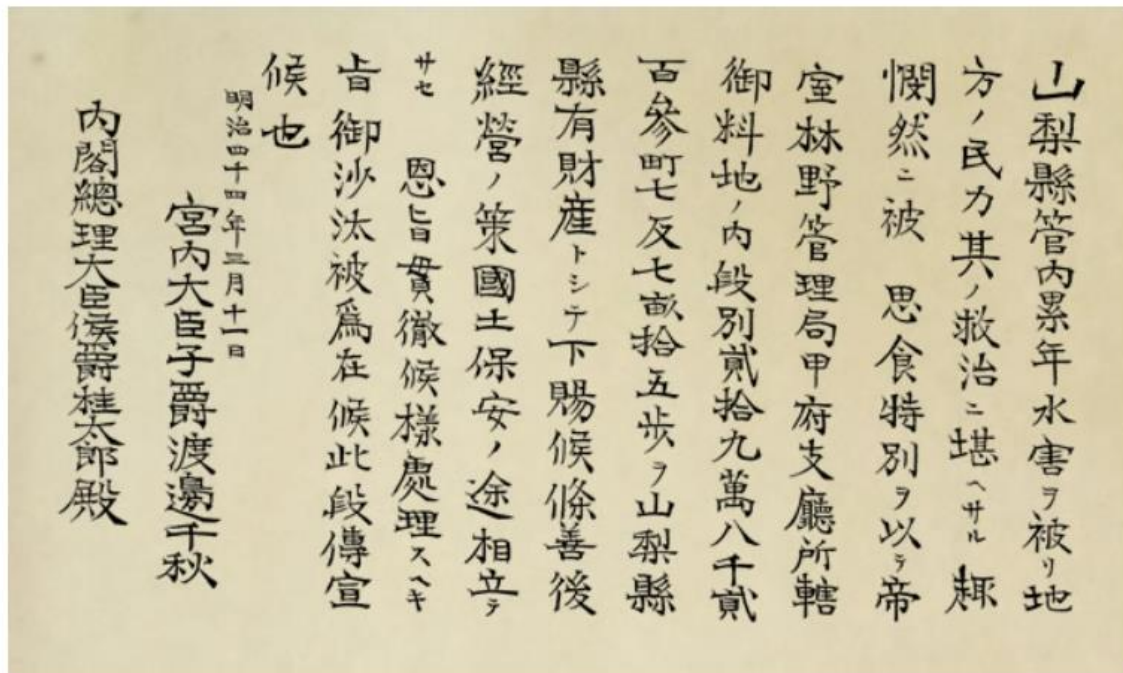
本県は、県土の 77.8%を森林が占めており（347,436ha）、全国有数の森林県となっている。その内訳としては、国有林 4,611ha、県有林 158,225ha、民有林 184,599 ha となっている。



（やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン より）

1. 恩賜林及び県有林の状況

明治末期の大水害からの復興のため、1911（明治 44）年 3 月 11 日、明治天皇は県下の御料地のうち 164 千 ha を本県に御下賜された。これが県土の約 3 分の 1 を占める県有林の基となっており、一般には「恩賜林（おんしりん）」と呼ばれている。また、県内森林面積に占める県有林の割合が全国で最も高いことが本県の特徴ともなっている。

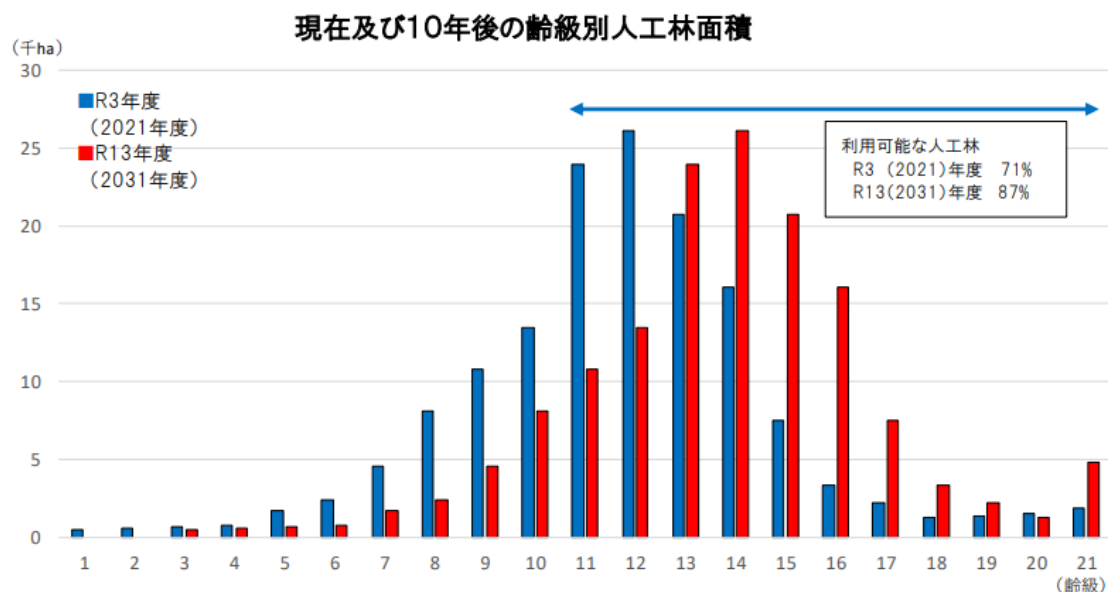


(「恩賜林御下賜御沙汰書」 出典：(公財) 山梨県恩賜林保護組合連合会 HP)

県有林は県下 27 市町村のうち 22 市町村にあり、富士山をはじめ白根三山、甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、金峰山、甲武信ヶ岳等の我が国を代表する山々を有している。また、県有林内には、青木ヶ原樹海、大菩薩嶺、櫛形山、清里高原等、多数の観光客が訪れる景勝地もある。さらに、富士川（釜無川）、塩川、早川、笛吹川、相模川（桂川）などの県内主要河川はその大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発していることから、県有林は、治山治水上はもとより、自然景観保全上からの重要な役割を担っている。

2. 県内の林業の状況

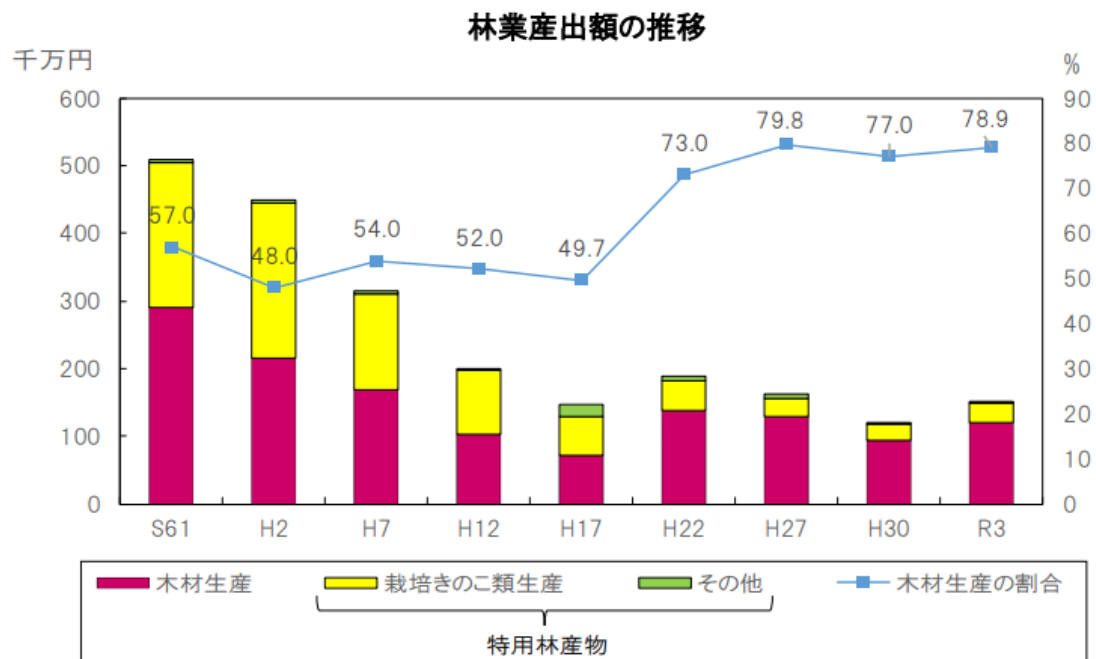
以下のデータは、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」より一部抜粋したものである。



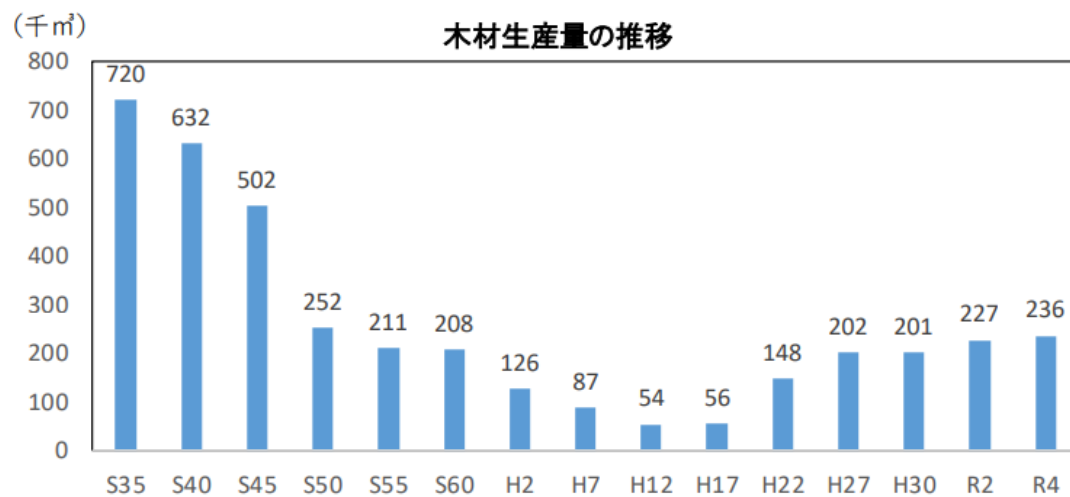
森林資源として、木材として利用可能な人工林が増加している状況にある。

人工林の齢級¹構成を見ると、木材として利用可能となる概ね50年生(11齢級)を超える人工林が年々増加しており、2022(令和4)年3月現在では71%と大きく偏った齢級構成となっている。現状のまま推移した場合、10年後には87%まで増加すると見込まれる。

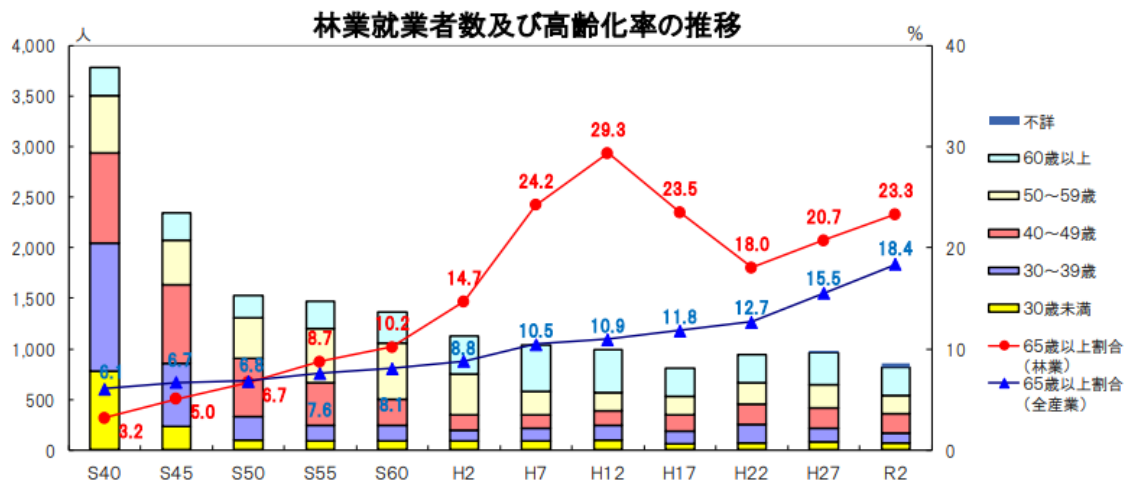
¹ 森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。



2021（令和 3）年の林業産出額は 1986（昭和 61）年の 4 分の 1 程度となっており、特用林産物（きのこ、木炭等）の生産額が大きく減少している。



木材生産量は、1960（昭和 35）年の 720 千m³をピークに減少し、2002（平成 14）年には 44 千m³まで減少したが、2022（令和 4）年には 236 千m³となっている。



県内の林業就業者は長期的に減少傾向にあり、2005（平成 17）年に 809 人まで減少した後、一旦は増加に転じたものの、2020（令和 2）年には 861 人に減少している。また、65 歳以上の割合を表す高齢化率は、2010（平成 22）年に 18%まで低下したものの、2020（令和 2）年には 23%に上昇し、依然として全産業平均の 18%を上回っている状況にある。

Ⅲ．組織、事業及び計画概要

1. 林政部の組織及び所管業務の概要

1.1. 森林政策課

・事務及び事業の概要

林政部の幹事課として、部内の庶務的事務、予算経理、各課の調整、部内の各出先機関（林務環境事務所等）の管理事務を実施しており、平成 24 年 4 月導入の「森林環境税」を原資とする、森林環境保全基金事業（公益的機能の維持増進を図る森づくり等）や、令和元年度から導入の「森林環境譲与税」に基づく森林環境譲与税基金事業（人材育成等）を実施している。その他、県有林の境界管理や土地管理も行っている。

・組織体制

以下の 3 担当で業務を行っている。

総務経理担当	部内の人事管理、決算業務等、総務関係の総括業務 など
企画担当	森林環境保全基金事業、森林環境譲与税基金事業 など
県有林活用担当	県有林高度活用、土地管理業務、県有林の土地貸付、県有林の入山許可 など

・所管する出先機関

県内 4 つの林務環境事務所及び森林総合研究所の 5 つがあり、それぞれの施設概要は以下のとおりである。原則的に、林政部の具体的な施策事業は各林務環境事務所の各課が実施している。

なお、林務環境事務所については、環境・エネルギー部と共管となっており、同部の所管課は除外している。

中北林務環境事務所 （所管：甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）	森林組合指導、林業経営指導、緑化推進、緑化園の維持管理業務等（森づくり推進課） 県有林の土地管理、清里の森及び武田の杜の整備維持管理、林産物収穫等（県有林課） 治山工事、林道工事の監督指導及び施設管理等（治山林道課）
峡東林務環境事務所 （所管：山梨市、笛吹市、甲州市）	森林組合指導、林業経営指導、緑化推進等（森づくり推進課） 県有林の土地管理、森林公園金川の森の維持管理、林産物収穫等（県有林課） 治山工事、林道工事の監督指導及び施設管理等（治山林道課）
峡南林務環境事務所 （所管：市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町）	森林組合指導、林業経営指導、緑化推進等（森づくり推進課） 県有林の土地管理、林産物収穫等（県有林課） 治山工事、林道工事の監督指導及び施設管理等（治山林道課）
富士・東部林務環境事務所 （所管：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）	森林組合指導、林業経営指導、緑化推進等（森づくり推進課） 県有林の土地管理、林産物収穫等（県有林課） 治山工事、林道工事の監督指導及び施設管理等（治山林道課）
森林総合研究所	森林資源の利用、森林病虫害の回避法に関する研究等、森林の持つ機能を発揮させるための研究（生産科） 森林管理による森林の機能等に及ぼす影響の解明、野生鳥獣の森林に与える影響など、持続可能な生態的森林管理を目標とした調査や実験（環境科） 木材の材質特性の解明、木質燃料の品質に影響する要因の解明、ICTを活用した森林調査法などの研究（資源利用科）

1.2. 森林整備課

・事務及び事業の概要

県土の大部分を森林が占めている中で、近年の木材価格の低迷等に起因する、林業の採算性の悪化などにより、木材の生産活動を通じた森林整備が低迷している状況にあり、森林の公益的機能の低下が懸念される。このような状況から、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、森林整備に関する事業を行っている。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・地域森林計画の策定による適切な森林整備
- ・病虫害等による森林被害（松くい虫被害、ナラ枯れ被害等）の適切な予防及び駆除対策
- ・造林事業（植栽、下刈り、間伐等）の森林整備事業
- ・林地開発許可
- ・緑の普及啓発事業（県民に対する緑化に関する知識と緑に親しむための学習機会の提供）

・組織体制

以下の3担当で業務を行っている。

森林計画担当	森林計画、森林整備地域活動支援交付金、スマート林業の推進、水源地域における適正な土地利用の確保 など
森林育成・緑化担当	民有林の造林及び間伐、森林病虫害防除、緑化の推進 など
林地保全・採石担当	林地開発の許可、土砂の埋立て等の許可、採石業及び砂利採取業の登録、ゴルフ場等の造成に係る審査 など

1.3. 林業振興課

・事務及び事業の概要

令和2年3月に「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を策定し、「森林の公益的機能の強化」と「林業の成長産業化の推進」を2本の柱として、施策の基本方針や具体的施策を示しており、林業技術の普及指導、特用林産物（きのこ類など）の生産振興、林業労働力の確保や県産材の需要拡大など、森林・林業・

木材産業の活性化を図るための各種事業を実施している。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・ 森林組合の安定的経営のための資金貸付
- ・ 林業労働者の安定的な就労確保等の林業労働力対策事業
- ・ 県産木材の利用促進に係る事業
- ・ 未利用材等の森林資源の木質バイオマス利活用促進事業

・ 組織体制

以下の 3 担当で業務を行っている。

普及指導担当	林業の技術普及及び経営指導、特用林産物の生産振興、林業金融 など
担い手・森林組合担当	林業労働対策、林業の担い手対策、森林組合の指導・監督・検査（常例検査） など
木材資源活用担当	県産木材の利用促進、木材産業の振興、木材関係団体の指導、木質バイオマスの利活用促進 など

・ 所管する出先機関

専門学校農林大学校（森林学科 富士川キャンパス）があり、施設概要は以下のとおりである。なお、同学校自体は、農政部（果樹学科/園芸学科/落葉果樹学科 長坂キャンパス）と共管となっており、富士川キャンパスについて記載する。

専門学校 農林大学校 富士川キャンパス	森林学科 林業の現場で即戦力となり、将来的に林業経営の中核を担う人物を育成することを目的としている。 履修期間 2 年 定員 10 名（令和 6 年 9 月時点在籍人数 2 年生 9 名、1 年生 8 名）
------------------------	--

1.4. 県有林課

・ 事務及び事業の概要

県有林（158 千 ha）は、県土面積の約 1/3、県森林面積の 46%を占めており、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「森林資源の多面的利活用の推進」を基本

方針とする県有林管理計画に基づき、森林整備等を推進し、森林の保健休養機能を活用していくための各種事業を展開するとともに、林業公社から承継した分収林（7.7 千 ha）を適切に管理するための事業も行っている。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・ 県有林管理計画に基づく造林
- ・ 県内外での需要拡大に向けた、県産認証材の利活用促進
- ・ 森林公園（武田の杜、金川の森）などの管理運営を通じての、森林の観光やレクリエーション利用の促進
- ・ 林業公社から承継した分収林の管理

・ 組織体制

以下の 3 担当で業務を行っている。

県有林計画担当	県有林管理計画、森林管理認証維持・活用、森林生態系モニタリング調査 など
森林利用担当	武田の杜・金川の森の森林公園の維持管理、清里の森の施設管理・整備 など
経営担当	県有林の保護・保育管理、県有林林産物の収穫・販売 など

1.5. 治山林道課

・ 事務及び事業の概要

森林面積が大部分を占める本県では、地形が急峻で地質が脆弱であることから、近年、全国各地で多発する豪雨や地震などによる大規模な自然災害に備え、社会インフラの整備、維持、補修などの防災対策や発生時の被害を最小限にとどめる減災対策が強く求められている状況にある。また、豊富な森林資源を将来にわたって循環利用していくためには、積極的な伐採・利用・再造林による森林の適切な経営管理が必要であり、その基盤となる林内路網を計画的に整備していくことが肝要である。木材の生産、水源のかん養等の森林の多面的機能を最大限に発揮させるため、荒廃山地や森林の復旧、森林整備の効率化や山村の生活基盤づくりに資する各種事業を実施している。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・ 治山事業： 保安施設事業（水源のかん養、土砂の流出/崩壊の防備など災害の未然防止）
地すべり防止事業（地すべりによる被害を防止・軽減）など
- ・ 林道事業： 林道開設、改良、舗装事業など

・ 組織体制

以下の 4 担当で業務を行っている。

保安林担当	保安林の管理、指定、解除、保安林整備 など
治山担当	復旧治山事業及び予防治山事業、水土保持治山事業、水源地域緊急整備事業、地すべり防止事業 など
林道担当	林道改良事業及び林道舗装事業、林道施設災害復旧事業 など
技術管理担当	治山林道工事の設計に係る技術基準に関すること など

2. 山梨県総合計画（2023 年策定版）

以下、県が発表した同計画について、監査人が要約しその概要を示すものである。

2.1. 計画策定の趣旨

令和元年 12 月、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するため、「山梨県総合計画」を策定し、その後、令和 3 年 7 月において新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化等により同計画が見直された（2021 年改訂版）。なお、同計画は 2019（令和元）年度から 2022（令和 4）年度の 4 年間を計画期間としたものであった。

今後は、これまでに創り上げてきた山梨発展の基盤の上に立ち、県民の豊かさ・幸せを一層増進していくため、県民の生活基盤を強く安心できるものにする「ふろさと強靱化」、物理的な面とともに意識の上での開化も進め、全ての人に対して開かれた「『開の国』づくり」、それらの先に、県民一人ひとりに豊かさがもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、取り組んでいく必要があるため、新たな総合計画である「山梨県総合計画（2023 年策定版）」を策定することとなった。

以下、現行計画である「山梨県総合計画（2023 年策定版）」についてその概要を記載する。

2.2. 計画概要

計画期間は、2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度までの 4 年間としており、計画は、あらゆる部門計画の上位に位置する、県政運営の基本指針となるものである。

【基本理念及びその実現のための政策体系】

山梨県総合計画において、基本理念及びそれを実現するための政策体系の概要は以下のとおりである。

基本理念

本県が目指すべき姿

『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』

果たすべき役割

行政

- ① 選択を制約されない
社会の構築
- ② 多彩で豊かな
選択肢の提供



ステークホルダー

県内外の関係者による
主体的な参画

取り組みの方向性

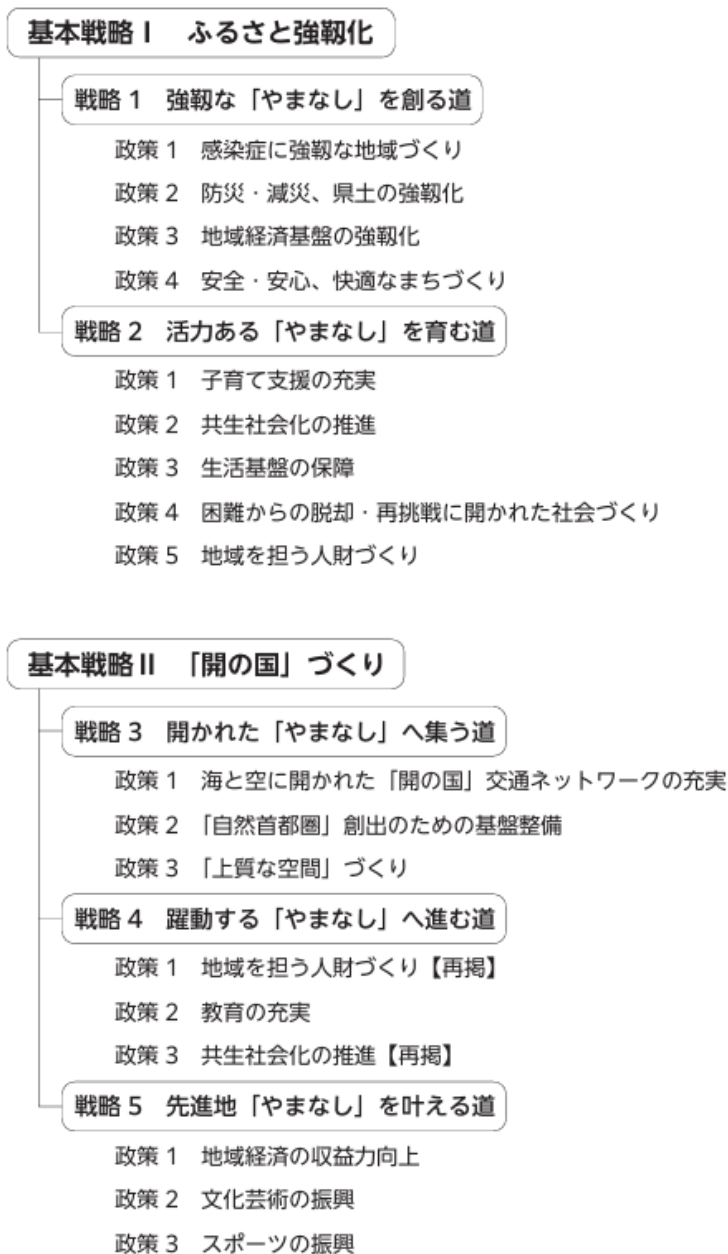
① ふるさと強靱化（自由な選択の制約要因の除去）

- ✓ 感染症に強靱な地域づくり
- ✓ 防災・減災、県土の強靱化
- ✓ 地域経済基盤の強靱化
- ✓ 安全・安心、快適なまちづくり
- ✓ 子育て支援の充実
- ✓ 共生社会化の推進
- ✓ 生活基盤の保障
- ✓ 困難からの脱却・再挑戦に開かれた社会づくり
- ✓ 地域を担う人財づくり

② 「開の国」づくり（多彩で豊かな選択肢の提供）

- ✓ 海と空に開かれた「開の国」交通ネットワークの充実
- ✓ 「自然首都圏」創出のための基盤整備
- ✓ 「上質な空間」づくり
- ✓ 地域を担う人財づくり【再掲】
- ✓ 教育の充実
- ✓ 共生社会化の推進【再掲】
- ✓ 地域経済の収益力向上
- ✓ 文化芸術の振興
- ✓ スポーツの振興

本計画においては、「ふるさと強靱化」、「開の国」づくり」を2つの《基本戦略》とし、本県の将来像の実現に向けた《戦略》ごとに、戦略のねらいを実現するための《政策》と、その具体的な取り組みである《施策》に体系化して、取り組み内容や工程について整理します。



（出典：山梨県総合計画（2023年策定版））

【山梨県総合計画の戦略と関係する主な部門計画】

総合計画での5つの戦略のうち、『戦略5 先進地「やまなし」を叶える道』の中に、主な計画として関係する部門計画が挙げられている。（表中に四角囲み分。）

総合計画の戦略と関係する主な部門計画

戦略 1 強靱な「やまなし」を創る道

- 感染症予防計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 強靱化計画
- 食の安全・安心推進計画
- 消費者基本計画
- 犯罪被害者等支援計画
- 地域防災計画
- 富士山火山避難基本計画

戦略 3 開かれた「やまなし」へ集う道

- 社会資本整備重点計画
- 地域公共交通計画
- 住生活基本計画
- やまなし二拠点居住推進戦略
- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画
- 廃棄物総合計画
- 鳥獣保護管理事業計画

戦略 2 活力ある「やまなし」を育む道

- 地域保健医療計画
- 健やか山梨 21
- 地域福祉支援計画
- 健康長寿やまなしプラン
- やまなし障害児・障害者プラン
- やまなし子ども・子育て支援プラン
- やまなし子どもの貧困対策推進計画
- 男女共同参画計画
- やまなし多文化共生社会実現構想
- やまなし外国人活躍ビジョン
- やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想
- 職業能力開発計画
- デジタルトランスフォーメーション推進計画

戦略 4 躍動する「やまなし」へ進む道

- 教育大綱
- 教育振興基本計画
- やまなし子供・若者育成指針

戦略 5 先進地「やまなし」を叶える道

- やまなし地域プロモーション戦略
- リニアやまなしビジョン
- 中小企業・小規模企業振興計画
- やまなし観光推進計画
- やまなし農業基本計画
- やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン
- 文化芸術推進基本計画
- やまなし文化立県戦略
- スポーツ推進計画
- スポーツ成長産業化戦略

(出典：山梨県総合計画（2023 年策定版） 四角囲みは監査人加工)

「ふるさと強靱化」、「『開の国』づくり」を 2 つの基本戦略とし、本県の将来像

の実現に向けた 5 つの戦略ごとに、戦略のねらいを実現するための 18 の政策と、その具体的な取組である 200（再掲分を除外すると 179）の具体的な施策を策定している。ここで、監査対象となる所管課等に関するものをまとめると次のとおりとなる。

基本戦略	戦略	政策	施策	関係所管課
基本戦略Ⅰ ふるさと強靱化				
	戦略Ⅰ 強靱な「やまなし」を創る道			
	政策Ⅰ 感染症に強靱な地域づくり			
	政策Ⅱ 防災・減災、県土の強靱化			
		施策Ⅲ 公共土木施設等の長寿命化の推進	治山林道課	
		施策Ⅴ 森林の公益的機能の維持・増進	森林整備課/県有林課/治山林道課	
		施策Ⅵ 治水・水害及び土砂災害対策の推進	治山林道課	
		施策Ⅸ 電力供給体制の強靱化の推進	森林整備課/県有林課	
	政策Ⅲ 地域経済基盤の強靱化			
		施策Ⅲ 企業の経営体質強化への支援	林業振興課	
	政策Ⅳ 安全・安心、快適なまちづくり			
		施策Ⅲ 緑あふれる景観づくり	森林整備課/県有林課	
	戦略Ⅱ 活力ある「やまなし」を育む道			
	政策Ⅰ 子育て支援の充実			
	政策Ⅱ 共生社会化の推進			
	政策Ⅲ 生活基盤の保障			
	政策Ⅳ 困難からの脱却・再挑戦に開かれた社会づくり			
	政策Ⅴ 地域を担う人財づくり			
		施策Ⅷ 林業の人材の確保・育成	林業振興課	
基本戦略Ⅱ 「開の国」づくり				
	戦略Ⅲ 開かれた「やまなし」へ集う道			
	政策Ⅰ 海と空に開かれた「開の国」交通ネットワークの充実			
	政策Ⅱ 「自然首都圏」創出のための基盤整備			
	政策Ⅲ 「上質な空間」づくり			
		施策Ⅰ 脱炭素でレジリエントなエネルギー構造への転換	林業振興課	
		施策Ⅶ 良好な生活環境を保全するための取り組みの推進	森林整備課	
		施策Ⅷ ゴルフ場開発に関する規制の運用の合理化を検討	森林整備課	
	戦略Ⅳ 躍動する「やまなし」へ進む道			
	政策Ⅰ 地域を担う人財づくり【再掲】			
	政策Ⅱ 教育の充実			
	政策Ⅲ 共生社会化の推進【再掲】			
	戦略Ⅴ 先進地「やまなし」を叶える道			
	政策Ⅰ 地域経済の収益力向上			
		施策Ⅺ 林業経営体の強化	林業振興課/森林整備課	
		施策Ⅻ 県産材供給力の強化	森林整備課/林業振興課/県有林課/治山林道課	
		施策Ⅼ 県産材の需要の拡大	林業振興課/県有林課	
		施策Ⅽ 特用林産物の産地化の推進	林業振興課/森林政策課	
		施策Ⅾ 森林空間の高度活用	県有林課/森林政策課	
	政策Ⅱ 文化芸術の振興			
	政策Ⅲ スポーツの振興			

3. 各部門計画の概要

以下、今回の監査対象である林政部の所管となっている主な個別の部門計画の概要を記載する。(なお、各計画の全文は県のホームページにて公表されている。)

3.1. やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン

平成 31 年 4 月の森林経営管理法の施行、森林環境譲与税の譲与開始など、森林・林業行政は大きな転換期を迎えているなかで、戦後や高度経済成長期に造成された人工林の多くが、木材として利用可能な時期を迎えており、森林資源の有効活用観点から、積極的な利用が求められている。このような状況下において、大型木質バイオマス発電施設や大型合板工場が稼働するなど、県産木材の需要が高まっており、こうした情勢の変化に対応するため、令和 2 年 3 月、本県の森林・林業・木材産業が目指す将来像を描いた上で、「森林の公益的機能の強化」と「林業の成長産業化の推進」を 2 本の柱に施策の基本方針と展開方向を示した新たな計画として「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を策定することとなった。なお、ウィズコロナ・ポストコロナ社会の行政需要や令和 5 年度に策定された新たな山梨県総合計画に対応するため、それぞれ、令和 4 年 1 月と令和 6 年 2 月にプランの一部見直しを行っている。

このプランは、本県の森林・林業・木材産業行政の指針となるものであり、山梨県総合計画の部門計画として位置付けられ、計画期間は 2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間とされている。

推進プランの概要は以下のとおりである。

（出典は、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（令和 6 年 2 月改訂）概要版より）

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（令和6年2月改定）の概要

趣旨

森林経営管理法の施行や森林環境譲与税の課税開始など、森林・林業行政は大きな転換期を迎えている。
 ・戦後や高度経済成長期に造成された人工林の多くが、木材として利用可能な時期を迎えている中、県内での大型バイオマス発電所や大型合板工場が稼働するなど、県産木材の需要が高まっている。
 ・こうした情勢の変化に対応するため、「山梨県総合計画」の部門計画として森林・林業・木材産業行政の指針となる新たなプランを策定（令和4年1月一部改訂）
 ・現総合計画において取り組んできた施策を更に前進し加速させていくため、令和5年度に策定した新たな総合計画の内容を踏まえ、プランの内容を一部変更

計画期間

：R2～R11（10年間）

目指す方向及び基本方針

I 森林の公益的機能の強化

・県民の安全・安心の確保や豊かな県民生活の実現に向け、それらを支える森林の持つ公益的機能を強化

II 林業の成長産業化の推進

・林業の成長産業化を進めるため、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を推進

現状と課題

I 森林の公益的機能の強化

○現状

- ・県民は森林の公益的機能の発現に特に期待
- ・スギ・ヒノキ人工林が依然として多く存在
- ・木質バイオマス利用の約5割を占めるスギ・ヒノキ人工林が花粉発生源として存在
- ・松くい虫やナラ枯れ、野生鳥獣による被害が深刻
- ・全国的に豪雨災害が頻発・激甚化
- ・森林空間の様々な活用への期待の高まり

○課題

- ・手入れ不足の人工林の整備が必要
- ・スギ・ヒノキ人工林の伐採、植替等を加速化し、花粉の少ない健全な森林への転換が必要
- ・松くい虫や野生鳥獣対策等、森林の保全が必要
- ・治山施設の整備等、山地災害対策の強化が必要
- ・インフラ施設周辺の倒木被害の未然防止が必要
- ・森林空間の新たな利活用の推進が必要

II 林業の成長産業化の推進

○現状

- ・充実した森林資源の本格的な利用期
- ・森林の所有構造は小規模零細
- ・木材生産量の6割がチップ、製材用途は1割のみ
- ・木材の生産性が低位
- ・林業就業人数の長期的な減少傾向・高齢化
- ・特用林産物の生産量が減少

○課題

- ・森林林業の生産性向上や付加価値の高い製材品の加工・流通体制の整備などが必要
- ・県産木材の需要拡大が必要
- ・林内路網の整備が必要
- ・未利用間伐材等、資源の有効活用が必要
- ・林業の担い手の確保・育成が必要
- ・森林組合の経営基盤の強化が必要
- ・特用林産物の生産の促進が必要

施策の展開方向

I 森林の公益的機能の強化

1 森林の整備

森林環境税等を活用した間伐等荒廃人工林の整備、企業・団体等による森林整備への支援、花粉発生源対策の推進

2 森林の保全

保安林の整備・管理や病害虫対策の推進、鳥獣被害の防止、林地保全対策の推進、重要インフラ施設周辺樹木の事前伐採の推進

3 防災・減災のための治山施設整備等の推進

治山施設の計画的な整備や治山・林道施設の長寿命化の推進

4 森林空間の利活用

森林の健康体養機能の活用や美しい森林景観づくりの推進、国際交流「世界の森やまなし」を活用した諸外国との交流の推進、森林を活用したサービス産業の促進、森林環境教育の推進

II 林業の成長産業化の推進

1 県産材供給体制の強化

再造林に必要な苗木生産力の強化、主伐後の再造林や間伐等による森林の整備、スマート林業の普及による生産性向上、林業・木材産業関連事業者によるサプライチェーンの構築、品質の確かな製品の加工・供給体制の整備

2 県産材の需要拡大

公共や民間建築物等への木材利用の促進、人と環境にやさしい多様な県産材製品の開発、東京圏への販路拡大、県産FSC認証材のブランド力の向上、県産広葉樹材の利用促進、県産木材利用の普及啓発

3 林内路網整備の推進

計画的な林内路網の配置や生産基盤強化区域の設定

4 木質バイオマスの利活用の推進

木質バイオマス利用施設等や未利用間伐材等の供給体制の整備

5 林業の担い手の確保・育成

林業の魅力発信等による新規就業者の確保、意欲と能力のある林業経営体の育成、森林組合の経営基盤の強化、農林大学校森林学科での人材育成、木

6 特用林産物の産地化の推進

きのこの栽培技術の継承や販路拡大、生産量の増大、生産者の確保・育成

基準値(H30) 目標値(R11)

森林整備の実施面積(年間)	⇒	7,300ha
山地災害危険地区対策地区数(累計)	⇒	2,492地区
長寿命化対策済の施設数(累計)	⇒	388箇所
森林公園等の利用者数(年間)	⇒	607千人
(R4)	⇒	475千人

木材生産量(年間)	⇒	335千m ³
製材用途の木材生産量(年間)	⇒	77千m ³
木材製品出荷量(年間)	⇒	98千m ³
林内路網の整備延長(累計)	⇒	5,093km
木質バイオマス燃料用木材供給量(年間)	⇒	122千m ³
林業の新規就業者数(年間)	⇒	57人
きのこの生産量(年間)	⇒	427t
(R4)	⇒	382t

3.2. 山梨県森林環境保全基金事業 第3期計画

森林の持つ公益的機能は将来にわたって恒久的に維持されるべきものであるが、社会経済環境の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かないため、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れが生じている。このような状況から、県では「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、平成24年4月から森林環境税を導入し、既存の県民税均等割に上乘せする形で徴収され、当該森林環境税は、森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、森林整備等の目的に使われる仕組みとなっている。

なお現在は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とした、第3期計画が実行されている。

第3期計画の基本施策は、その概要を示すと以下のとおりとなっている。

【3つの基本施策】

- ① 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
荒廃森林再生事業、里山再生事業、広葉樹の森づくり推進事業 など
- ② 木材・木質バイオマスの利用促進
森林資源の有効利用の促進（未利用材活用促進事業）
- ③ 社会全体で支える仕組み
県民参加の森づくりを進めるための普及啓発事業等の実施

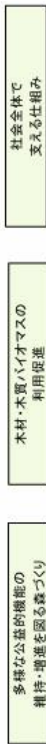
なお、計画概要を示すと次のとおりとなる。

（出典は、山梨県森林環境保全基金事業第3期計画の概要より）

山梨県森林環境保全基金事業 第3期(R4年度～R8年度)計画の概要

1 基本施策

- ・土砂災害の防止などの公益的機能を持つ森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐため、次の3つの基本施策に基づき事業を推進

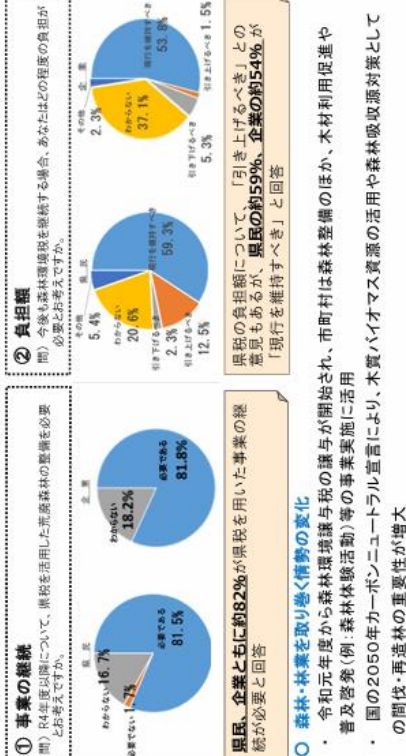


2 第1期・第2期事業の成果

基本施策及び基金事業				
3つの基本施策に基づき事業展開により一定の成果				
単位	第1期(実績)	第2期計画	実績見込み	計(実績)
〔1〕多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり				
荒廃した人工林の間伐による針広混交林への誘導	ha	3,911	3,364 [87%]	7,275
荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・集積	ha	503	544 [109%]	1,047
森林の状況に回復していない林地における広葉樹植栽	ha	78	40 [98%]	117
〔2〕木材・木質バイオマスの利用促進				
学校施設等における県産材学習用備品の購入支援	組	768	470 [152%]	1,483
〔3〕社会全体で支える仕組み(主なもの)				
教育機関等が実施する森林体験活動に対する助成	機関	68	70 [99%]	137
森林整備現場見学会の開催	年2回開催			
情報誌の発行	年1回20,000部(役場や金融機関等に配属)			

3 第3期計画で取り組む事業

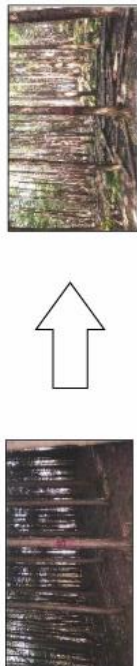
- 本県の民有林の状況
 - ・依然として多くの荒廃森林が存在し、森林所有者の自助努力だけではその解消が厳しい状況
- 県民の意見
 - ・県民と企業を対象に、森林環境税に関するアンケート調査を実施(R3年2月実施)
 - 税事業の必要性、制度の継続について、概ね県民の理解は得られていると推測される結果



(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

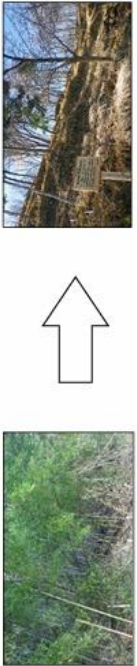
① 荒廃森林再生事業(継続)

荒廃した人工林の間伐による針広混交林への誘導 [第3期計画: 3,460ha]



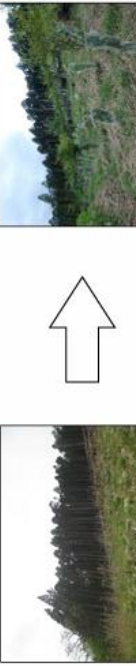
② 里山再生事業(継続)

荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・集積 [第3期計画: 500ha]



③ 広葉樹の森づくり推進事業(継続)

森林の状況に回復していない林地における広葉樹植栽 [第3期計画: 30ha]



※ 引き続き、協定により森林所有者の行為(転用等)を一定期間制限

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

未利用材活用促進事業(新規)

林地内に残されている未利用材(伐採時などに発生する末木・枝葉・ナラ枯れ被害木など)の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進 [第3期計画: 18,5千㎡]

(3) 社会全体で支える仕組み

① 県民参加の森づくり推進事業(拡充)

- ・森林整備現場見学会の開催
- ・PR看板の設置
- ・森林環境税を活用した事業に係る情報誌の発行・配置に加え、新たに自治会回覧を実施
- ・事業の取り組みをPRする動画をYouTube等で新たに発信

② 森林環境保全基金運営協議会開催(継続)

- ・山梨県森林環境保全基金運営協議会の開催
- ・事業効果を検証するためのモニタリング調査の実施



県民参加の森づくり推進事業

森林環境保全基金運営協議会の開催

3.3. 山梨県緑化計画

山梨県環境緑化条例²に基づき、環境緑化に関する計画として「山梨県緑化計画」を策定し、各般の緑化施策の展開を行っている。

現在は、第3次計画であり、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間としている。

同計画において定める、基本目標及びこれを達成するための4つの基本施策の概要は以下のとおりである。

【基本目標】

県民一人ひとりが緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などとの連携・協働のもとで環境緑化を進め、社会全体で次代に引き継いでいくこと

【4つの基本施策】

緑をつくる

生活環境周辺の自然環境や魅力ある景観を活かしつつ、適正に管理された質の高い環境緑化を進めることにより、快適な生活環境の創出や生物多様性の保全に配慮した緑地づくりを進める。

緑をいかす

木育の推進や都市と山村の交流による地域活性化を図り、地域の特性を活かしながら、県民の多様なニーズに応じた環境緑化を進める。

緑をまもる

緑地の適正な管理により、森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに、地域の景観や歴史・文化との調和や、自然との共生を図る。

緑をまなぶ

緑化を総合的に進めるために、知識・技術の普及と人材の育成、及び森林環境教育・木育の充実などを図り、緑化に関わる多様な主体が連携した取組を進める。

² 昭和49年10月制定。県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、緑の豊かな生活環境をつくることが極めて重要であることにかんがみ、県土の環境緑化に関し必要な事項を定め、緑地の保全又は確保について定める他の法令等とあいまつて、環境緑化の推進を図ることを目的とする。（第1条）

「環境緑化」とは、樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護することにより、地域住民の生活環境に緑地を確保することをいう。（第2条）

山梨県緑化計画の改定について

本計画について

計画の位置付け：昭和49年10月制定の山梨県環境緑化条例に基づく計画

計画策定の趣旨：

本計画は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえで、緑豊かな生活環境をつくることに極めて重要であることに鑑み、環境緑化を推進するため、緑化の目標や施策の方向等を明らかにするもの

計画の期間：令和6年度～令和15年度（第3期） 策定：平成16年3月

本県の現状と社会情勢の変化

- 県内の荒廃した森林の再生と充実する森林資源の循環利用を確立
- 県内の市街地の一部では、樹木による緑地が極めて少ない地域が存在
- 地球温暖化の対策として温室効果ガス吸収量を増加させる緑化の必要性
- 人口減少や超高齢化社会の到来と健康志向の高まり
- 生態系の劣化により急速に失われる生物多様性

本計画の基本的な考え方

- 県民一人ひとりが緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などとの連携・協働のもとで環境緑化を進め社会全体で次代に引き継いでいく
- また、本県は全国有数の森林県であり、森林の有する多面的機能が県民の生活・安全な暮らしを支えていることから居住地とその周辺にある農地や森林も包括して、高木の樹木を中心とする緑地を確保することが重要



「緑をつくる、緑をいかす、緑をまもる、緑をまなぶ」の基本施策に基づき、従来の取り組みに加え、本計画においては **樹木を主体とした緑化の推進**

■ 本計画における重点項目

- ・ SDGsやカーボンニュートラル、GXへの貢献
- ・ グリーンインフラの推進
- ・ ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた生態系の保全・再生

主な指標

	目標R5	実績R4	達成率	目標R15
都市部の緑被率 甲府都市計画区域における樹木緑被率 5%以上割合（%）	83	78	94	100
新公共施設の緑化率 条例で定める緑化基準以上の県施設整備 の割合（%/年）	-	67	-	100

4つの基本施策と主な取り組み

① 緑をつくる 快適な生活環境のための緑地づくり ・ 地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取り組みを推進 ・ 公共施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進 自然環境や生物多様性に配慮した緑地づくり ・ 野生生物の移動経路や生息場所の確保に配慮した森林の保全・整備 ・ 生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備の推進	② 緑をいかす 地域の特性を活かした森の活用 ・ 山岳景観、農山村資源を生かし、都市農村交流や二拠点居住を促進 ・ 林地残材を活用し、木質バイオマスの利用を促進 多様なニーズに対応した森の活用 ・ 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林プログラムの充実 ・ 森林体験や木育活動を通じて緑化への理解促進及び豊かな感性を持った人づくり
③ 緑をまもる 地域の景観や文化・歴史と調和した緑地の保全 ・ 歴史上又は学術上価値の高い巨樹・名木の保護 ・ 人々に親しまれる美しい森林景観の形成と保全の推進 人と自然の共生のための緑地の保全 ・ 自然公園、保全地区及び自然記念物について開発行為等の規制による保全 ・ 県民、事業者等との連携のもと、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進	④ 緑をまなぶ 緑地にふれあう意識の醸成と機会の提供 ・ 各種イベントを開催し、緑化推進に関する普及啓発を強化 ・ 「森の教室」などの体験学習や各種講座の開催を通じて、森林を学ぶ機会を提供 緑化に関わる多様な主体の連携 ・ 行政、関係団体、企業等が連携して行う環境緑化活動への参加機会の提供 ・ 教育関係機関と連携し、環境緑化に必要な知識の普及・体験活動の充実

3.4. 地域森林計画

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即し、山梨県の民有林を対象に県内の3森林計画区（富士川上流、富士川中流、山梨東部）について、5年ごとに10年を一期として策定する計画で、県の森林関連施策の方向性及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画（森林法第10条の5）の策定に当たっての指針となるものである。

【3 森林計画区の概要】

（出典：県ホームページより）

森林計画区名	富士川上流	富士川中流	山梨東部
区域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、山梨市、笛吹市、甲州市（昭和町は地域森林計画対象森林なし）	西八代郡（市川三郷町）、南巨摩郡（早川町、身延町、南部町、富士川町）	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡（道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）、北都留郡（小菅村、丹波山村）
計画樹立年度	令和3年度	令和6年度	令和5年度
計画期間	令和4年4月1日～令和14年3月31日	令和7年4月1日～令和17年3月31日	令和6年4月1日～令和16年3月31日
対象面積(ha)	147,060	88,475	107,355

【計画において定める主な事項】

- ・ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・ 造林に関する事項
- ・ 間伐及び保育に関する事項
- ・ 公益的機能別施業森林³の整備に関する事項
- ・ 林道開設等その他林産物の搬出に関する事項

³ 水源かん養機能、山地災害防止機能、快適環境形成機能、生物多様性保全機能などの公益的機能のごとに区分して定める森林区域

- ・森林の保全に関する事項
- ・保安施設（保安林等）に関する事項

3.5. 県産木材の利用の促進に関する基本方針

山梨県県産木材利用促進条例⁴に基づき県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的方向、方策、その他必要な事項を定めるものである。

同方針には、森林のもつ公益的機能の持続的な発揮や脱炭素社会への貢献、木材の建築物への利用による快適な生活空間の形成などの点から、木材利用促進の意義があるとしている。

【基本的方向】

同基本方針において、その目的を以下のとおり定めている。

県が整備する建築物の原則木造化や、住宅、商業施設などの民間施設への県産木材の利用を促進するほか、県民一人ひとりに利用の重要性について認識を深めてもらうことにより、幅広い分野への県産木材の利用拡大を図り、林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の他、豊かな県民生活及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

施策の方向性については、以下の5つが示されている。

○安定供給の促進

→森林整備の推進、生産体制の強化、生産能力の向上

○木材加工等の体制の整備

→サプライチェーンの強化、木材製品の加工・供給体制の整備・充実

○公共建築物等における木材の利用の促進

→公共建築物等における積極的な利用、利用促進に関する取組に必要な支援

○木材製品の利用の促進

→民間建築物等への木材の利用の促進、販路拡大、ブランド化、産地認証の促進、木質バイオマスの利活用の促進

⁴ 平成31年3月制定。令和3年10月改正。県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。（第1条）

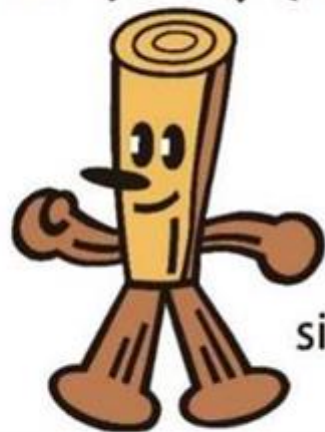
○県民理解の促進

→県民等に対する普及啓発、木育の推進

県産木材の利用の促進に関する基本方針の概要を示すと次のとおりである。

(出典：県産木材の利用の促進に関する基本方針の概要)

モックくん



since 1991

県産材普及トレード キャラクター

県産木材の利用の促進に関する基本方針の概要

県産木材の利用の促進に関する基本的方向

木材利用促進の意義

現状と課題

- 森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材の利用は長期間炭素を貯蔵
- 木材は、断熱性・調湿性に優れ、快適な生活空間の形成に貢献
- このことから、木材の利用促進は、炭素の貯蔵を通じて脱炭素社会実現、快適な生活空間の形成等に大きく貢献することが期待される。

- 木材として利用可能となる概ね50年生以上の人工林が6割を超え、森林資源の循環利用の観点から積極的な利用が求められている
- 用途別生産割合は、チップ用が全体の約8割を占める一方、製材用は約1割と、全国に比べ低く、製材用を増やしていく必要がある
- R3年着工の木造建築物において、3階以下では、住宅の木造率が85%である一方、非住宅では20%と低く、4階以上は木造がない

基本的方向

県が整備する建築物の原則木造化や、住宅、商業施設などの民間施設への県産木材の利用を促進するほか、県民一人ひとりに利用の重要性について認識を深めてもらうことにより、幅広い分野への県産木材の利用拡大を図り、林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の他、豊かな県民生活及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

県産木材の利用の促進のための方策

安定供給の促進

公共建築物等における木材の利用の促進

- **森林整備の推進**
 - ・ 再造林に必要な苗木生産力を強化
 - ・ 主伐後の再造林や間伐等による森林の整備
 - ・ 市町村が行う森林整備を支援
 - ・ 高度な知識と技術を身につけた人材の確保・育成
- **生産体制の強化**
 - ・ 施業箇所の集約化の取り組みを支援
 - ・ 計画的な林内路網の配置
 - ・ 木材搬出を集中的に行う区域を設定し、路網を重点的に整備
 - ・ 市町村営林道の計画的な整備を支援
- **生産能力の向上**
 - ・ 伐採から植え付けまでを一貫して行う作業システムを普及
 - ・ 森林資源データベースの整備
 - ・ 新技術や高性能林業機械の活用による低コスト化の取組みを普及

利用促進に関する取り組みに必要な支援

- ・ 木材の円滑な供給を確保する安定供給体制の整備
- ・ 市町村等に対し設計上の工夫などを助言

木材製品の利用の促進

- **民間建築物等への木材の利用の促進**
 - ・ 商業施設など民間建築物の木造化・木質化を促進
 - ・ 「Yamanashiのウッド・チャレンジ・おとり」を連携した取り組みを推進
 - ・ 設計者等の育成や専門家の派遣などの技術支援
 - ・ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
 - ・ 木材利用に関する技術的情報の提供
- **販路拡大**
 - ・ 製品開発支援など東京圏への販路拡大を推進
 - ・ 県産木材の優れた特徴をPR
 - ・ 県産木材の輸出に向けた取り組みを支援

ブランド化、産地認証の促進

- ・ FSC製品のPR活動の実施
- ・ 認証材を安定供給する県有林システム販売の実施
- ・ 生産履歴が明確な「県産材認証制度」を普及

木質バイオマスの利活用の促進

- ・ 木質バイオマス利用施設や木材チップ加工施設等の整備を支援
- ・ 収集運搬作業の低コスト化に向けた効率的な作業を普及
- ・ 地域協議会の設立やその活動を支援

県民理解の促進

県民等に対する普及啓発

- ・ 「県産木材利用推進月間（10月）」を中心に、イベントにおけるPR活動やシンポジウムを開催
- ・ 花粉症のイメージを払拭し、県産木材の価値への理解を深めるため、花粉症対策品種苗木の供給体制の整備等を促進

木育の推進

- ・ 木工教室や積み木遊び等、木に触れる機会を提供
- ・ 木工施設への木材の机・椅子の導入を支援
- ・ 市町村や企業、NPOなど様々な団体と連携しながら、木育の取り組みを県内で広く展開

木材加工等の体制の整備

- **サプライチェーンの強化**
 - ・ 流通過程の効率化に向けた取り組みを支援
- **木材製品の加工・供給体制の整備・充実**
 - ・ 施設整備やJAS認定取得を支援
 - ・ 県森林総合研究所による技術支援

3.6. 第4次県有林管理計画

県有林管理計画は、山梨県県有林野管理規程（昭和37年8月31日山梨県訓令甲第34号）に基づくものであり、計画期間については、5年度毎に樹立する10年計画とし、本計画の期間は2021（令和3）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までとしている。

なお、県有林の概要は「Ⅱ. 山梨県の森林の状況」を参照。

【基本方針】

持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGsやポストコロナの新しい生活様式等、近年の社会・経済情勢の変化を踏まえ、国際基準に基づく持続可能な森林管理の推進とともに、前述の「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が目指す「林業の成長産業化の実現」に寄与していくことを基本方針としている。

● 国際基準に基づく森林管理の推進

～森林が有する多様な機能の強化・利活用～

F S Cが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。

● 林業の成長産業化の実現への寄与

～効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～

県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用期を迎えた森林資源の循環利用を推進します。

（出典：第4次県有林管理計画より）

なお、それぞれの基本方針において、重点的に取り組む事項は以下のとおりとなっている。

国際基準に基づく森林管理の推進

（1）水土保持機能の強化

針広混交林や広葉樹林への誘導等、多様な森づくりを推進するとともに、近年の台風や豪雨の発生など、急傾斜地においては土砂の流出を防止する針広混交林への誘導、道路等の公共インフラ周辺については倒木による被害防止

を図るなど適切な森林管理を推進する。

(2) 保健休養機能の利活用促進

県有林の保健休養機能の利活用を促進し、観光、健康等の分野と連携した森林体験プログラムやアウトドア・スポーツを楽しむ場を提供する。

(3) 県産 FSC 認証材のブランド化

企業と連携した認証材製品の PR 活動、国内最大の FSC の森である県有林の紹介等の情報発信などにより、FSC 認証を取得している県有林材の付加価値を高め、ブランド化を推進する。

林業の成長産業化への寄与

(1) 充実した森林資源の有効活用

利用期を迎えた人工林資源を中心に計画的な伐採を行い、県内林業・木材生産業の振興に寄与する。

(2) 効率的な森林施業の推進

低密度植栽や ICT の活用、伐採と造林を連続して行う「一貫作業システム」等、効率的な施業を積極的に導入し、森林施業の低コスト化を図り、先進的な技術を民有林に普及していく。

(3) 広葉樹資源の利活用を推進

充実した県有林広葉樹資源を付加価値の高い家具やフローリング等に利活用していくため、新たなサプライチェーンの構築など利活用の仕組みづくりを進める。

第 4 次県有林管理計画の概要を示すと次のとおりとなる。

(出典：第 4 次県有林管理計画の概要)

第4次県有林管理計画（基本方針及び重点事項）

《基本方針》

FSCの国際基準に適合した、環境・社会・経済が調和する適切な森林管理に努めるとともに、充実した森林資源の効率的、持続的な活用により、「やまなほ森林整備・林業成長産業化推進プラン」が目指す「林業の成長産業化の実現」に寄与することを基本方針とする

○ ○ 国際基準に基づく森林管理の推進

～森林が有する多様な機能の強化・利活用～

○重点取り組み事項

〈水土保全機能の強化〉

良質で豊かな水を育む水源上流域の森林においては、針広混交林や広葉樹林への誘導等、水源涵養機能を高める森づくりを推進

また、近年の大型化した台風や記録的な豪雨の発生を踏まえ、土砂が流出しやすい急傾斜地や、道路等の公共インフラ周辺においては、安全・安心な生活を守る適切な森林管理を推進

《數値目標》針広混交林への誘導
過去5年(H28～R2実績)：1.481ha
一本計画(前期5年)：2,000ha(35%増)



水面上流域の人工林



急傾斜地の人工林



金竹翠女主人

〈保健休養機能の活用促進〉

ウィズ・コロナ社会に対応した森林空間の活用を促進するため、観光、教育、健康等の分野と連携した体験プログラムや、森林レクリエーション、アウトドア・スポーツを楽しむ場を提供



武田の村「森林セラピー」

《数値目標》森林公園等の利用促進
現状：642千人（R1実績）→目標：843千人（R7年度）（47%増）

〈県産FSC認証材のブランド化〉

FSC 認証により果有林材の付加価値を高め、需要に繋がっていくため、恵賜林卸下場（恵賜110周年を契機としたフォーラムの開催）や、企業と連携した認証材製品のPR活動、果有林の持続可能な森林管理の紹介等による情報発信を推進

FSC製品の展示出張



FSC製品の展示会出展



認定機関による審査

《数値目標》県民のFSC認知度
現状：35%（R1年度県政モニタ―結果）→50%（R7年度）

○ 林業の成長産業化への寄与

～効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～

○ 重点取り組み事項

〈充実した森林資源の有効活用〉

利用期を迎えた人工林資源を計画的に供給すること
で、林業・木材産業の成長産業化に資するとともに、
着実な再造林による森林資源の循環利用を推進

《数値目標》木材供給の推進
現計画：750千 m^3 一本計画：960千 m^3 （28%増）

〈効率的な森林施業の推進〉

低密度植栽やICTの活用、伐採と造林を連続して行う「一貫作業システム」等、効率的な施業を積極的に導入し、県内林業を先導的に推進する。



＜広く活用する資源の進捗＞

環境問題等に起因する南洋材を中心とした天然林材の輸入量の減少などにより、国産広葉樹材が注目される中、充実した県有林広葉樹資源を付加価値の高い家具やフローリング等に活用していくための新たなサプライチェーンの構築を推進



広瀬樹材フローリング



卷之六

計画量：35千㎡

3.7. 山梨県林内路網整備計画（令和 2 年 3 月）

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（3.1. 参照）の実現に向け、森林の傾斜区分に応じた高性能林業機械等を主体とした作業システムの導入による効率的な森林施業を実現するための基盤となる「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」を適切に配置した路網ネットワークの構築を目的としている。計画期間は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間としている。



【路網ネットワークのイメージ図】



（出典：山梨県林内路網整備計画（令和 2 年 3 月）より）

【3つの柱となる方針】

林地の傾斜と作業システムに応じた路網配置

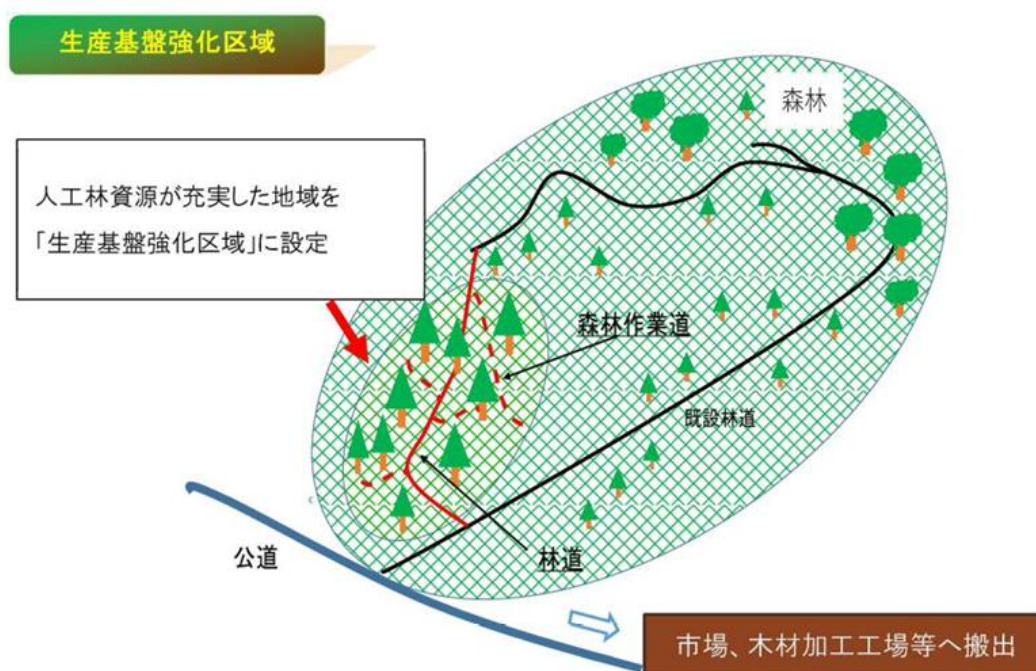
林地の傾斜区分と使用する高性能林業機械等を組み合わせた作業システムに応じて、林道、林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

傾斜区分：緩傾斜地（0～15°）、中傾斜地（15～30°）、急傾斜地（30～35°）、急峻地（35°以上）

木材を供給する区域に路網を集中的に整備

県産木材を低コストで効率的に搬出して、県内の市場や合板工場等へ安定供給するため、人工林資源が充実した区域を「生産基盤強化区域」として設定し、木材の搬出等を集中的に実施するための林道・森林作業道等を重点的に整備する。

生産基盤強化区域は、2020（令和2）年3月末時点で12箇所を設定しているが、今後も県内の地域バランスを考慮しながらさらに設定することとしている。



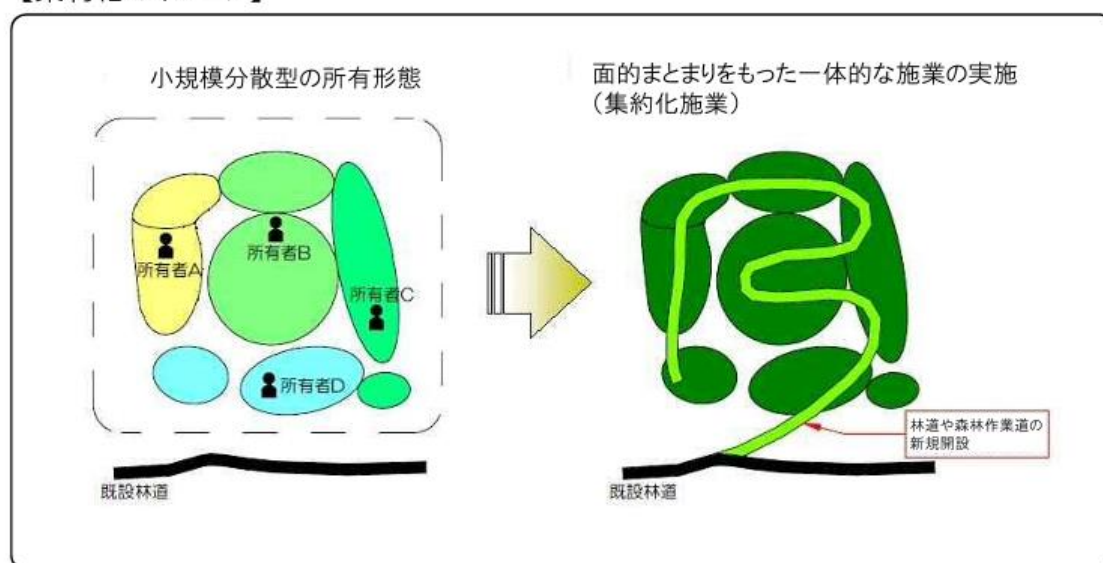
（出典：山梨県林内路網整備計画（令和2年3月）より）

市町村営林道の整備促進

県の民有林は、森林面積の約53%に当たる184,621ha存在するが、所有面積1ha未満の森林が70%以上を占める上、小規模で分散しているため、採算性の高い効率的な森林施業が行われていない状況にある。

2019（平成 31）年 4 月、森林経営管理法の施行により、「森林経営管理制度」⁵が創設され、森林の適切な経営管理について、市町村が中心的な役割を担うこととなり、小規模・分散型の所有形態となっている森林について、隣接する複数の森林を面的にまとめた上で、高性能林業機械等の導入による効率的な施業に向け、その基盤となる市町村営林道や森林作業道等の路網を合理的に配置する。

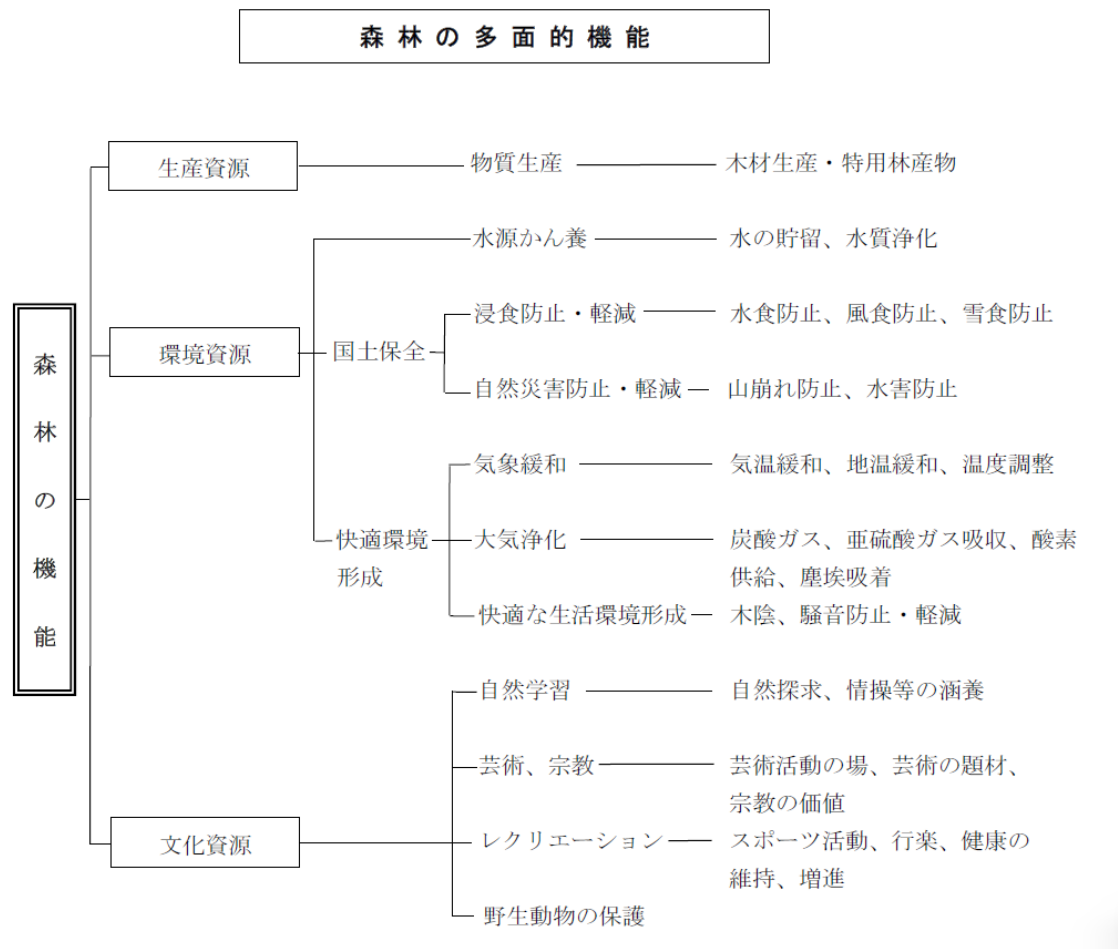
【集約化のイメージ】



（出典：山梨県林内路網整備計画（令和 2 年 3 月）より）

⁵ 森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。（林野庁ホームページより）

(参考) 森林の多面的機能



(出典：令和 5 年度 山梨県林業統計書)